

4/7(日)は県議会議員選挙投票日

期日前投票は入場券が届かなくてもできます 3/30(土)~4/6(土)

4月7日(日)は、県議会議員選挙の投票日です。当日、投票に行けない方は、3月30日(土)から4月6日(土)までの8日間、市役所で期日前投票ができます。4月6日(土)は福祉保健会館でも期日前投票ができます。時間はいずれも8時30分から20時までです。



投票できる方

4月7日(日)時点で投票できるのは、次の全ての条件を満たす方です。

- ①平成13年4月8日以前に生まれた方で、日本国籍がある方
- ②平成30年12月28日以前から引き続いて当市の住民基本台帳に登録されている方

投票時間は7時~20時

投票日時 / 4月7日(日) 7時から20時まで ※第16投票区(十里木高原集会所)は19時まで

4月7日(日)に投票に行けない方は……

①期日前投票

4月7日(日)に、仕事、学業、旅行、病気などの理由で投票所に行くことができない方は、期日前投票ができます。入場券の裏面に印刷されている宣誓書兼投票用紙請求書に必要事項を記入し、期日前投票所へお越しください。

とき / 3月30日(土)~4月6日(土) 8時30分~20時

ところ / 市役所4階402会議室

※4月6日(土)は市役所1階市民ホールと福祉保健会館1階ホール

●入場券が届く前でも投票可

入場券が届く前でも、選挙人名簿に登録されている方は、宣誓書兼投票用紙請求書に記入すれば投票できます。期日前投票所へお越しください。

②不在者投票

不在者投票施設に指定された病院などに入院・入所している方、名簿登録地以外の市区町村に滞在中の方は、不在者投票ができます。入院・入所している方は、病院や施設の職員に投票したい意向を申し出てください。滞在先の市区町村での投票を希望する場合は、郵送に時間がかかりますので、早めに選挙管理委員会に投票用紙の請求をしてください。

郵便投票制度

下表のとおり、身体に重度の障がいがあり投票所で投票できない方、または介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5と記載されている方は、自宅で投票できます。投票には、郵便投票証明書が必要です。郵便投票を希望する方は、選挙管理委員会にご連絡ください。

	障がい名	障がいの程度			
		1級	2級	3級	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	○	○	△	
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	○	—	○	
	免疫、肝臓の障がい	○	○	○	
	障がい名	障がいの程度			
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障がい	○	○	○	△
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	○	○	○	○
介護保険被保険者証		要介護5			

選挙結果は、市公式ウェブサイトに掲載

開票は、4月7日(日)21時から市民体育館で行います。開票結果は、確定次第、市公式ウェブサイトでお知らせします。投票状況も随時掲載します。

投票所 / ★印が投票所の場所です。入場券に記載された投票所で投票してください。

